

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した差押処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が法人住民税、自動車税、固定資産税及び都市計画税を滞納したとして、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年12月17日付けでした別紙1物件目録記載1の不動産（以下「本件不動産」という。）を差し押さえる処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のとおり主張して、本件処分を取り消すよう求めている。

本件不動産の固定資産評価額は、滞納税額の約3.1倍に及んでおり、仮に公売特殊性原価を加味したとしても、滞納税額に比して著しく高額である。また、請求人は、別紙1物件目録記載3及び4の各土地も所有しており、あえて本件不動産を差し押さえる必要はない。

処分庁は、本件に先行して別紙1物件目録記載2の不動産を差し押さえる処分を解除したが、その経緯やタイミングに鑑みれば、

上記先行処分について合理性を欠く可能性が高いことを処分庁が自認したにほかならない。それにもかかわらず、処分庁は、上記先行処分を解除したのと同時に、滞納税額に比較して被差押財産の価額が著しく高額であることにおいて何ら変わるところのない本件不動産を差し押さえた。

このような本件処分は、国税徴収法48条1項が定める超過差押えの禁止に違反するものであり、処分庁に与えられた合理的な裁量の範囲を逸脱、濫用するものであって違法、不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月1日	諮問
令和2年11月17日	審議（第49回第4部会）
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 地方税法（以下「法」という。）4条2項1号及び9号は、道府県は、普通税として道府県民税及び自動車税を課することができる旨定めている。

法1条2項は、同法中道府県に関する規定は都に準用する旨

定めるとともに、この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都知事」又は「都職員」と読み替えるものとする旨定めている（以下においては、それぞれ読み替え後の規定内容を列挙する。）。

法5条2項2号は、市町村は、普通税として固定資産税を、同条6項1号は、目的税として都市計画税を課することができる旨それぞれ定めている。

法734条1項及び735条1項は、特別区の存する区域においては、都を市とみなして、それぞれの税目について該当する法の規定を準用する旨定めている。

- (2) 法68条1項1号、177条の21第1項1号及び373条1項1号は、法人都民税、自動車税（種別割）及び固定資産税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨それぞれ定めている。
- (3) 法68条6項、177条の21第6項及び373条7項は、都民税、自動車税（種別割）及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による旨それぞれ定めている。法68条7項、177条の21第7項及び373条8項は、上記の各滞納処分は、当該都の区域外においても行うことができる旨それぞれ定めている。
- (4) 法702条の8第1項は、都市計画税の賦課徴収は固定資産税の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税とあわせて行うものとする旨定めている。
- (5) 国税徴収法68条1項は、不動産の差押えは、滞納者に対す

る差押書の送達により行う旨定め、同条2項は、この差押えの効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる旨定めている。同条3項は、税務署長が不動産を差し押さえたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない旨定めている。

(6) 国税徴収法48条1項は、国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない旨定めている。

同項の解釈について定めた「国税徴収法基本通達」第48条関係1は、同条1項の意義は、徴収職員が国税の徴収に十分な価額の財産を選択し、差し押さえたときは、それ以外の財産の差押えをしてはならないことを定めたものであるとしている。

また、上記基本通達第48条関係3は、差押財産が不可分物である場合には、その財産の価額が差押えに係る国税の額を超過するときであっても、その差押えは違法でないとするともに、ここにいう不可分物とは、おおむね(1)物の性状から分割することができないもの(例えば、1個の動産)、(2)分割することはできるが、分割することにより物の経済的価値を著しく害するもの(例えば、1棟の家屋)、(3)法律上分割して売却することができないもの(例えば、工場財団の組成物件)をいうとしている。

以上のような基本通達の内容は、国税徴収法48条1項の一般的な解釈として相当なものであり、また、同項を準用する法の規定に基づく差押処分にも妥当するものといえる。

2 本件処分の適法性の検討

(1) 地方税の徴収のため滞納者の財産を差し押さえる場合、どのような財産をどのような範囲で差し押さえるかは、差押処分時に差押財産をめぐる権利関係を把握することが必ずしも容易ではなく、それゆえ、その価値を正確に評価することが困難であること、地方税の徴収は、最終的には差押財産の公売等の方法

による換価を待つて初めて実現するものであること等の点に鑑みれば、徴税吏員の合理的な裁量にゆだねられているものと解すべきである。

したがって、当該差押えが国税徴収法48条1項の禁止する超過差押えとなるか否かを判断するに当たっては、一般的には、差押財産の処分予定価額と徴収すべき滞納税額とを比較して判定すべきものであるとしても、差押財産の価額が滞納税額を超過した場合に、直ちに当該差押えが超過差押えとして違法となるものではなく、滞納税額に比較して差押財産の価値が合理的な裁量の範囲を超え著しく高額であると認められるような特段の事情がある場合に、初めて上記差押えが違法となるものと解するのが相当である。

また、これを差押財産の個数に着目していえば、複数の財産を差し押さえた場合において、そのうちの一部の財産の差押えによって徴収の目的が十分達成できるにもかかわらず、あえて他の財産も差し押さえたときは、超過差押えとなる余地もあり得るとしても、差押えに係る各財産が、法律上分割できない場合、あるいは、分割することはできるが、分割することにより物の経済的価値を著しく害する場合には、たとえその財産の価額合計額が滞納税額を超過したとしても違法とはならないというべきである（東京地裁平成5年8月31日判決・第一法規法情報総合データベース掲載参照。なお、同判決は、控訴審である東京高裁平成6年1月27日判決・第一法規法情報総合データベース掲載及び上告審である最高裁平成6年7月14日第一小法廷判決・第一法規法情報総合データベース掲載において、それぞれ維持された。）。

- (2) これを本件についてみると、たしかに、本件不動産の固定資産評価額の合計は、本件法人都民税等に係る滞納税額のおよそ

30.8倍であることが認められ、当該滞納税額を大きく上回る。

しかしながら、本件不動産のほかに請求人が所有する不動産のうち、別紙1物件目録記載2の不動産は、平成31年度における固定資産評価額の合計が本件法人住民税等に係る滞納税額のおよそ103.8倍に及ぶから、上記滞納税額の満足を得るという観点からは、別紙1物件目録記載2の本件不動産を差押えの対象とする方が妥当である。また、別紙1物件目録記載3及び4の各土地については、これらの土地の平成31年度における固定資産評価額を合計しても15万6535円であり、本件法人住民税等に係る滞納税額の半分にも満たない上、別紙1物件目録記載4の土地について請求人が有する共有持分は1736分の297にすぎないことにも鑑みれば、これらの土地を差し押さえても上記滞納税額を満足する見込みがないから、上記滞納税額の満足を得るという観点からは、差押えの対象として妥当でない。

そして、本件処分当時において、別紙1物件目録記載の各不動産のほかに、請求人がみるべき財産を有していたことがうかがわれないことからすると、本件法人住民税等に係る滞納税額の満足を得るために差し押さえる財産として最も妥当であるのは、本件不動産であったということが出来る。

(3) また、本件不動産は、区分所有建物の専有部分及び敷地利用権であるところ、これらは、それぞれが本件法人住民税等に係る滞納税額を上回る価額を有している。

もっとも、専有部分に対応する敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、規約に別段の定めがある場合を除き、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない（建物の区分所有等に

関する法律（昭和37年法律第69号）22条1項本文）から、本件不動産に係る専有部分及び敷地利用権は、一体として処分の対象となる財産であるといえる。

そうすると、本件処分において、本件不動産に係る専有部分及び敷地利用権をともに差押えの対象としたことに、違法又は不当な点があるとはいえない。

(4) したがって、本件法人住民税等に係る滞納税額の満足を得るために、差押えの対象として本件不動産を選択したことに処分庁の合理的な裁量の範囲を超え著しく高額であると認められるような特段の事情があるとはいえないから、本件処分は、国税徴収法48条1項が定める超過差押えの禁止に抵触するとはいえず、同処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、奈良地方裁判所平成31年2月21日判決（判例時報2424号61ページ）を引用して、本件処分は、同判決にいう、滞納税額に比較して被差押財産の価額が合理的な裁量の範囲を超え、著しく高額であると認められる特段の事情があるから違法である旨主張する。

しかしながら、上記判決は、当該判決に係る事案において差押えの対象となった不動産が経済的用法に従って少なくとも6つに分けられ、そのうち4つはそれだけで滞納税額を上回るにもかかわらず、処分行政庁が滞納税額の約10倍の価額を有する6つの不動産の全てを差し押さえたことは、滞納税額に比較して被差押財産の価額が合理的な裁量の範囲を超え、著しく高額であると認められる特段の事情がある旨判示したものであって、単に差押えの対象となった不動産の価額と滞納税額とを比較することのみによって、差押処分に違法があると結論付けたものではない。

これに対し、本件では、前記 2 で判断したとおり、請求人が所有する不動産のうち、差押えの対象として最も適当であったのは本件不動産であり、また、本件不動産に係る専有部分及び敷地利用権は、法律上分割して売却することができないものであって一方のみを差し押さえることが妥当でないものであるから、これらの点において、上記裁判例とは事案を異にする。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。

(2) 請求人は、別紙 1 物件目録記載 2 の不動産に対する差押えについては解除されたものの、本件不動産の価額も滞納税額に比して著しく高額であることに何ら変わりはないから、本件処分は、国税徴収法 48 条 1 項が定める超過差押えの禁止に抵触する違法な処分である旨主張する。

しかしながら、前記 2 で判断したとおり、差押えの対象となった不動産の価額が滞納税額を超過するとしても、その一事をもって、当該差押処分が、直ちに国税徴収法 48 条 1 項に抵触する違法な処分となるものではない。

そして、本件において、処分庁は、一旦、別紙 1 物件目録記載 2 の不動産に対する差押処分をしたものの、請求人がこれを不服として審査庁である東京都知事に対する審査請求を提起した後、処分庁において再度差押えの対象とする財産を検討し、固定資産評価額がより高額である別紙 1 物件目録記載 2 の不動産よりも、本件不動産の方が、本件法人住民税等に係る滞納税額の満足を得るという観点からは差押えの対象として適当であると判断して上記差押処分を解除し、改めて本件処分を行ったことがうかがわれるところ、このような本件処分に至る処分庁の判断に、不合理な点は見当たらない。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができな

い。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)